



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

特集

感染症法等の改正

2022（令和4）年12月2日、感染症法等改正法案（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案）が参議院本会議で可決・成立しました。改正法には、次の感染症発生時等における医療提供体制の整備に向け、協定締結医療機関に対する病床提供や外来診療の確保の義務づけ、保健所の体制・機能の強化、感染症対策物資等の確保の強化などが盛り込まれています。改正法の内容をみていきます。

都道府県等と医療機関との協定締結を法定化

2020（令和2）年2月から始まった新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により、社会経済全体、人々の生命、健康、生活に大きな影響が生じてから3年が経過した。現在（2023（令和5）年2月初旬時点）は第8波のさなかとされるが、これまでの間、感染拡大期に病床を確保できず、医療

提供体制が逼迫する場面が繰り返された。

こうした状況をカバーするため、診療報酬への上乗せ、各種補助金や政策融資の実施、人員、施設・設備、運営基準等について柔軟な取扱いを可能とするなど、さまざまな対策がとられてきたが、人材確保難により確保した病床がうまく運用できない等の課題も顕在化した。

これらの課題の解決に向け、第210回国会（令和4年臨時会）に提出された「新型コロナウイルス感染症などへの対応を強化する

ための感染症法等改正法案（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案）」が2022（令和4）年12月2日、参院本会議で可決・成立した。

今回の改正法の概要は図1のとおりとなっている。都道府県等と医療機関等の中で、医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化し、感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務づけたことが大きな特徴となっている。あわせて、保険医療機関等は感染症の医療に協力するものとし、都道府県等は医療関係団体に協力要請できることとした。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表ができる。なお、特定機能病院や地域医療支援病院が協定に違反した場合は、承認を取り消すことが可能となっている。

初動対応等を行う協定締結医療機関には、流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置（流行初期医療確保措置）を導入する。これは、協定に基づく対応により経営の自律性（一般医療の提供）を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療（感染患者への医療）を提供することに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実にするまでの一定期間に限り、財政的な支援を行うもの（4頁図2）。

支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う（※1）。そのうえで、感染症流行前の診療報酬収入と、当該年度の診療報酬収入に補助金

※1…病床確保（入院医療）を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を助案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを助案する。自己負担分・公費負担医療分も補償するため、診療報酬収入の差額に10/8を乗じる（国民医療費：医療保険・後期高齢給付分80.5%、自己負担分12.3%、公費負担医療給付分7.3%）。

図 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)の概要 (令和4年12月2日成立)

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

(1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- ①都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等間で、病床、発熱外来、自宅療養者等(高齢者施設等の入所者を含む)への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力要請ができることとする。
- ②初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置(流行初期医療確保措置)を導入する(その費用については、公費とともに、保険としても負担)。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができることとする。

(2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

- ①自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都道府県が市町村に協力を求めることとし、都道府県と市町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の確保のための協定を締結することとする。
- ②外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み(公費負担医療)を創設する。

(3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備

- 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。

(4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化

- 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家(IHEAT)や専門的な調査研究、試験検査等のための体制(地方衛生研究所等)の整備等を法定化する。

(5) 情報基盤の整備

- 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化(一部医療機関は義務化)し、レセプト情報等との連結分析・第三者提供の仕組みを整備する。

(6) 物資の確保

- 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う仕組みを整備する。

(7) 費用負担

- 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。

2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】

- ①国から都道府県・市町村に指示する新たな臨時接種類型や損失補償契約を締結できる仕組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
- ②感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う仕組みを整備する。

3. 水際対策の実効性の確保【検疫法等】

- 検疫所長が、入国者に対し、居宅等での待機を指示し、待機状況について報告を求める(罰則付き)ことができることとする。 等

このほか、医療法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法第6条の5第4項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、1の(4)及び2の①の一部は公布日、1の(4)及び5の一部は令和5年4月1日、1の(2)の①の一部及び3は公布日から10日を経過した日等)

第95回 社会保障審議会医療部会(令和4年12月23日)資料3より/公布日は令和4年12月9日

を加えた収入との差額になるよう精算を実施する(支援額の範囲内で補助金の額を返還)。

事業実施主体は都道府県で、措置に関する費用は、公費と保険者で負担する。支援額の負担については、今回新型コロナウイルスへの対応を行った病院の収益構造を勘案し、公費(国、都道府県)と保険者(被用者保険者、国保保険者、後期高齢者連合)の負担割合は1・1とした。支援額の各保険者の負担は、対象医療機関に対する直近の診療報酬支払実績に応じて按分する。また、保険者からの拠出金については、保険者間の財政調整(前期高齢者財政調整、後期高齢者支援金)を実施し、協会けんぽ、国保、後期高齢者医療広域連合からの拠出には、通常の医療給付と同様に公費負担を行う。

医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は、国が法律に基づきその一定割合を適切に負担する。

感染症対策物資等の生産要請・指示も可能に

自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保については、自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化した。健康観察や食事の提供等の生



利用者の状態や特性にあった支援、施設づくり

— 奈良県御所市 社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム 養護老人ホーム聖ヨゼフ・ホーム —

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された奈良県御所市にある養護老人ホーム「聖ヨゼフ・ホーム」を取りあげます。同施設は、利用者の状態や特性にあった支援、施設づくりを行うことにより、「どんな人も断らない」という福祉的理念を実践しています。施設概要や取り組みについて取材しました。

「どんな人も断らない」
福祉的理念を実践

奈良県にある社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム（理事長：清富洋三氏）は、カトリック男子修道会マリスト会を母体として、昭和36年12月に設立し、翌年1月に御所市に養護老人ホーム「聖ヨゼフ・ホーム」（入所定員50人）を開設したことはじまる。その後、入居者の重度化と奈良市からの要請に応え、平成3年8月に奈良市に特別養護老人ホーム「サンタ・マリア」（入所定員80人）を開設し、法人設立から60年以上にわたり、奈良県の高齢者福祉に携わってきた。

入所定員50人の養護老人ホーム「聖ヨゼフ・ホーム」は、キリス

ト教カトリックの精神である「隣人愛」や「奉仕」に「福祉」を加えた3つの言の葉を大切に、利用者に寄り添いながら、社会福祉法人として地域社会に貢献するとともに「どんな人も断らない」という福祉的理念を実践している。

平成18年6月に外部サービス利用型の特定施設入居者生活介護の指定を受け、重度の高齢者の受け入れにも対応し、その後も多様な生活ニーズのある利用者を受け入れるため、平成28年7月に奈良県の養護老人ホームでは初となる一般型特定施設入居者生活介護に類型変更し、さらなる重度化にも対応している。

要支援・介護認定を受けた利用者本人と契約を交わしたうえで一定の人員配置を行い、必要な介護を提供することにより、介護が必要になった利用者が特養などの介

施設の概要

社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム 養護老人ホーム聖ヨゼフ・ホーム

〒639-2251
奈良県御所市戸毛 54-6
TEL 0745-67-2015
FAX 0745-67-2002
URL <https://yozefu-home.or.jp/>

開設：昭和37年1月
理事長：清富 洋三
総合施設長：平岡 毅
施設長：福井 修平
入所定員：50人（ショートステイ2床）
職員数：149人（法人全体）
法人施設：特別養護老人ホームサンタ・マリア（入所定員80人）、デイサービスセンター（定員：一般型35人、地域密着型10人、認知症対応型12人）



護保険施設に移る必要がなく、これまでどおりの環境で生活を続けられるようにしている。

令和3年10月に
新施設が完成

同施設は、約3年間におよび同一敷地内での施設の全面建て替えを行い、令和3年10月に新施設を完成させた。



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949